

## 「がん登録等の推進に関する法律（以下、「法」という）」 Q &amp; A

番号	よくある質問	回答	法律	備考
1	なぜ、「がん登録」をするのですか	現在、国民の 2 人に 1 人の割合でがんにかかり、3 人に 1 人ががんで亡くなっています。がん対策を科学的根拠に基づき実施するためには、がんの罹患数等を把握する必要があるためです。	法第 1 条	
2	「全国がん登録」とは何ですか	「全国がん登録」とは、日本でがんと診断されたすべての人のデータを、国で 1 つにまとめて集計・分析・管理する新しい仕組みです。この制度は 2016 年 1 月から始まります。	法第 2 条	
3	全ての「病院」に届出義務があると聞きましたが本当ですか	「はい」 病院の他、知事が指定する診療所にも届出義務が生じます。	法第 6 条	
4	精神科の病院でも届出が必要ですか	「はい」当該病院で原発性のがんの初回診断が行われれば届出が必要です。 しかし、多くの場合、がんの疑いでがん診療連携拠点病院等の専門病院へ紹介、治療となり、当該病院で診断が行われる事例は極めて少ないと思います。	法第 6 条	
5	「診療所」も知事の指定を受けた方がよいでしょうか	「日々のがん診療の内容等で判断願います」 法に基づく知事の指定を受けると、病院と同様に届出義務のほか秘密保持義務も生じ、違反すれば罰せられます。がんの診療実績等も考慮し、指定申請は慎重にご検討ください。	法第 6 条	指定を受けなければ届出義務はありません
6	届出は従来どおり「紙」ですか	原則、電子媒体(PDF)で届出をしていただきます。 セキュリティ対策を施した USB メモリにて、レターパックプラス等の送受歴が残る方法が必須で、普通郵便は不可です。	法第 6 条	届出にかかる経費は病院等で負担

番号	よくある質問	回答	法律	備考
7	USB メモリは病院等が負担するのですか	届出を行っていただく病院等で負担していただきます。	法第 6 条	届出にかかる経費は病院等で負担
8	届出する「電子媒体(PDF)」はどうやって手に入れますか	国立がん研究センターのウェブサイト「全国がん登録届出支援サイト(専用サイト)」に接続し、ダウンロードしてください。 他にも、院内がん登録ソフトを導入するなどの方法もあります。 例>HosCanR Plus 又は Lite (無償) 有償のがん登録ソフト	法第 6 条	今後、開設予定。
9	届出はいつまでに行いますか	初回の診断を行った年の翌年の 12 月 31 日までに届出を行わなければなりません。 例>平成 28 年診断例は、平成 29 年末まで。	規則第 10 条	
10	届出を怠った場合「ペナルティ」はありますか	「はい」 まずは、法に基づき知事が届出を行うよう勧告します。その勧告に従わなければ、その旨を公表される対象となります。	法第 7 条	診療所は除く
11	届出する「メリット」はありますか	「病院等からの請求で、予後情報が還元されます。」 予後情報(生死情報等)が還元されることで、病院ごとにごがん種ごとの生存率を算出することなどが可能となります。	法第 20 条	

※この Q & A は、随時、更新していく予定です。